

岡崎市成年後見制度に係る審判の請求手続等及び
岡崎市成年後見制度利用支援事業事務処理取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡崎市成年後見制度に係る審判の請求手続等に関する要綱（以下「審判請求要綱」という。）及び岡崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「利用支援要綱」という。）に基づく手続及び助成を行うにあたり、必要な基準を定めるものとする。

(対象者)

第2条 審判請求要綱第2条に規定する「審判の対象者」とは、利用支援要綱第2条に規定する住所要件又は援護の実施者の要件を満たすものとする。

2 利用支援要綱第2条の「住所地特例及び居住地特例」とは、介護保険における他の市町村の住所地特例対象被保険者及び障がい者の介護給付費等の支給における他の市町村の居住地特例を受けている者をいう。

3 利用支援要綱第2条中の「援護の実施者である」の援護とは次の各号を指すものとする。

(1) 生活保護法第19条に規定される保護の実施

(2) 介護保険法第3条に規定される保険者として介護保険を行うこと

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第19条に規定される介護給付費等の支給

(4) 老人福祉法第5条の4に規定される福祉の措置

(5) 身体障害者福祉法第9条に規定される援護

(6) 知的障害者福祉法第9条に規定される更生援護

4 前項における援護の実施者が明確ではない場合、援護の実施者が複数の市町村にわたる場合及び対象者が他の市町村から同様の助成を受給できると思われる場合、市長は当該他の市町村と手続や事業の実施に係る調整や助成金の支給に係る調整をしなければならない。

(施設等の基準)

第3条 利用支援要綱第6条第1項に規定する「特別養護老人ホーム等の施設・病院」（以下「施設等」という。）とは次の各号を指すものとする。

(1) 生活保護法第38条に規定する保護施設

- (2) 老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム
- (3) 老人福祉法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム
- (4) 老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム
- (5) 老人福祉法第 20 条の 3 に規定する老人短期入所施設
- (6) 介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設
- (7) 老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項に規定する住居（グループホーム）
- (8) 老人福祉法第 29 条に規定する有料老人ホーム（未届け施設を含む）高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅のうち、食事の提供等を行う有料老人ホームに該当するもの
- (9) 障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設
- (10) 障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定するのぞみの園その他厚生労働省令で定める施設
- (11) 地域生活支援事業実施要綱に規定する福祉ホーム
- (12) 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院
- (13) 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所
- (14) その他前各号の施設等に類似するものとして市長が認めるもの

2 前項の施設等への入所、入院状況の確認は申請者の申し出によるものとする。ただし、申し出において疑義が生じた場合、市長は利用支援要綱第 3 条第 4 号の規定に基づき、委任状を徴したうえで当該施設等に確認をする等の措置を採らなければならない。

（助成金の支給額の計算方法）

第 4 条 利用支援要綱第 6 条に規定する支給額は、報酬付与の審判によって決定された報酬金額を報酬付与の審判があった期間の月数で除した金額（1 円未満の端数は切り捨て）を基本月額とし、利用支援要綱第 2 条の対象者要件など、助成対象者である期間がひと月に満たない場合は、当該基本月額に助成対象となる日数を乗じ、当該対象月の日数で除した金額（1 円未満の端数は切り捨て）を報酬付与の審判があった期間の月ごとに計算し、それぞれを合算した金額とする。

2 利用支援要綱第 6 条第 2 項に規定する「預貯金等の額が 30 万円を下回らない範囲で対象者負担を控除したうえで助成する。」の預貯金等の額とは、預貯金、現金及び有価証券（印紙税法上の有価証券（第 14 号文書、第 17 号文書に規定する有価証券）等の合計額をいうものとし、対象者負担を控除とは、次の各号のとおりの方法で行うものとする。

- (1) 助成の申請月の前月末日、前々月末日又は成年後見人等報酬助成申請書に添付した財産目録の写しに記載された対象者の預貯金等

の額のうちの、最も少ない金額から報酬付与の審判によって決定された報酬金額を減じた金額が 30 万円を超える場合は助成を行わない。

- (2) 助成の申請月の前月末日、前々月末日又は成年後見人等報酬助成申請書に添付した財産目録の写しに記載された対象者の預貯金等の額のうちの、最も少ない金額から報酬付与の審判によって決定された報酬金額を減じた金額が 30 万円を下回った場合は、30 万円から当該預貯金等の額を減じ、当該報酬金額を加えたものを助成上限額とし、前項の支給予定額が当該助成上限額を上回った場合は当該助成上限額をもって支給額とする。

附 則

この要領は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。